

令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務 公募型企画提案競技募集要項

1 目的

この要項は、令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

2 委託対象業務

(1) 業務名

令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託上限額

19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・この金額は契約金額の上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。
- ・見積額が上限額を超えた場合は、「8 委託候補者の選定」対象としない。

3 参加資格

企画提案競技に参加することができる者は、単独企業又は複数の企業による連携体制（企業連携）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
- エ 本業務の募集開始日から企画提案書の提出期限までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- オ 本業務の募集開始日から企画提案書の提出期限までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(2) 企業連携による参加

- ア 全ての構成員は、上記3（1）に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 各構成員が、企画提案競技に参加する単独企業又は他の企業連携の構成員を兼ねている者でないこと。
- ウ 代表となる企業を定めていること。

4 スケジュール

企画提案募集開始	令和8年6月1日(月)
質問受付期限	令和8年6月10日(水) 午後5時
質問に対する回答	令和8年6月15日(月)
企画提案競技参加希望書提出期限	令和8年6月18日(木) 午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年6月24日(水) 午後5時
プレゼンテーション審査	令和8年7月上旬
審査結果の通知	令和8年7月上旬

5 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年6月10日(水) 午後5時

(2) 提出方法

質問書(様式1)に記入の上、「12 問い合わせ先及び書類の提出先」あてに電子メールにより提出し、送信後に電話連絡を行うこと。

なお、受付期間以外の質問及び指定する方法によらない質問(口頭での質問も含む)は、一切受け付けない。ただし、企画提案競技の手續など事務手續に関する質問はこの限りではない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月15日(月)までに埼玉県ホームページ(本募集要項掲載ページ)上で企業名等を伏せて掲示する。

6 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、予め企画提案競技参加希望書(様式2)を提出する。

(1) 提出期限

令和8年6月18日(木) 午後5時

(2) 提出方法

「12 問い合わせ先及び書類の提出先」あてに電子メールにより提出し、送信後に電話連絡を行うこと。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類をPDF形式で提出する。

ア 令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務企画提案書(様式3)

イ 企画提案書

※体裁は任意とするが、A4判横とし、ページ番号を付与すること。

ウ 法人概要調書(様式4)

※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

※企業連携の場合は、構成員ごとに1部ずつ作成して提出すること。

エ 業務実施体制調書(様式5)

※企業連携の場合は、全体で1部作成して提出すること。

オ 類似業務実績調書(様式6)

※企画提案競技に参加しようとする者が直接受託した実績であること。

※企業連携の場合は、構成員ごとに1部ずつ作成して提出すること。

カ 見積書（様式任意）

※消費税及び地方消費税額を合算した金額とすること。

※算出根拠を明示すること。

キ 企業連携の場合にあつては、構成員一覧表（様式7）及び委任状（様式8）

(2) 提出期間

募集開始日から令和8年6月24日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

6の「企画提案競技参加希望書」の到達確認後、当課から電子メールで送信する埼玉県のファイル送受信システム（県庁ファイル便）により提出する。

県庁ファイル便へのアップロードが完了したら、「12 問い合わせ先及び書類の提出先」に連絡すること。

(4) 企画提案書の記載事項

仕様書「7 業務内容」に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案すること。

ア 業務の実施方針及び工程計画

本業務の実施方針、分析から構想立案までの具体的な実施プロセス、工程計画及び進捗管理の方法を含めて記載すること。

イ 現状分析及び課題整理

需給構造及び流通実態の把握手法、構造的課題及びボトルネックの特定手法を含めて記載すること。

ウ 需要の創出・確保に関する検討

需要の把握手法、需要創出・確保の検討手法を含めて記載すること。

エ 新たな流通体制の検討・提案

新たな流通体制の検討手法、サウンディング調査及び有識者会議の実施プロセス、事業主体の検討手法を含めて記載すること。

オ 事業持続性の検証

収支計画及び採算性の検証手法、リスクの分析及び対応策の検討手法を含めて記載すること。

カ 導入戦略及び事業構想の立案

段階的導入の検討手法、事業構想の整理方法を含めて記載すること。

8 委託候補者の選定

県が設置する本業務に関する委託業務候補者選定委員会において、別紙1「審査基準」に基づき選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時及び場所

別途電子メールで連絡する。

イ 内容

企画提案書に基づいて説明を行うこと。追加資料の配布等は不可とする。

ウ プレゼンテーション時間

1者当たり30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。

エ 出席者

1者につき3人以内とする。

(2) 応募者多数の場合の書類選考

応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査前に書類選考を行う場合がある。その場合、書類選考結果を応募者全員に通知する。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション審査参加者に通知するとともに、委託候補者の名称を県のホームページで公表する。

(2) 審査結果の公表

本業務に係る審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- ・契約件名及び選定方法
- ・参加申請した全事業者名（ただし、委託候補者以外は仮称）
- ・審査基準に係る審査項目
- ・全事業者の得点又は委託候補者の選定順位に係る評価数値
- ・その他県が必要と認める事項

10 契約の相手方の決定方法

県は、委託候補者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者との協議が整わない場合や委託締結までの間に委託候補者に事故がある場合は、評価が次点の者を委託候補者とする。

11 その他留意事項

(1) 本募集に要する経費及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 県が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 提出期限後の提案書等の修正または変更は、原則として認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提案書等は、委託候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、公開の対象となる。

(5) 電子メール等の通信事故については、本県はいかなる責任も負わない。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当

電話：048-830-4318

メールアドレス：a4300-11@pref.saitama.lg.jp